

次年度における夜間・休日の精神科救急体制について

1 これまでの取組

【平成28年度】

- 夜間・休日における移送及び通報受理に係る精神科救急体制を検討するためワーキンググループを設置した。
- ワーキンググループでの検討の結果、**県内1カ所で嘱託職員による夜間・休日の移送及び通報受理を実施するセンター化の方向性**が示された。

【平成29年度】

- センター化の方向性を検討したものの、**夜間・休日の人材確保、県内に移送を実施する事業所がない等の課題**が明らかになったため、平成30年度も引き続き課題を解決するため検討を行うこととなった。

【平成30年度】

- 平成30年3月に国から示された「措置入院の運用に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)で、被通報者の事前調査は専門職(精神保健福祉相談員等)による対応が望ましいと示されたため、**嘱託職員によるセンター化を実施することは困難**であることが判明した。

【令和元年度】

- ワーキンググループのメンバーに保健所長会、健康支援課長会、愛知県精神保健福祉相談員会、愛知県保健師会を新たに加え、夜間・休日における通報受理及び移送についての検討を進めた。
- 民間業者による移送の可能性が出てきたため、移送の実施を先行して検討した。

2 今年度の取組

- 本県としては、ガイドラインを踏まえた措置入院の運用に努めることとし、令和2年度から、県所管地域において**(緊急)措置診察のための移送を民間救急移送業者に委託し、保健所職員の立ち会いのもと行う。**
【令和2年12月末における移送実績 29件】
- 夜間・休日の通報受理については、令和2年度は、現行どおり保健所職員によるオンコール対応とし、引き続きワーキンググループで検討を進め、次年度の通報受理体制の方向性を決めた。

3 次年度における夜間休日の通報受理体制について（案）

- 次年度から**通報受理業務を1か所で受ける体制（通報受理体制の集約化）**とする。（平成28年度ワーキンググループの方向性を踏襲）
- 通報受理体制の集約化にあたっては、職員の再配置により通報受理等の対応を行う部署（通報対応グループ（仮称））を本庁に設置し、夜間、休日勤務により業務に当たる。

